

### 平成31年度新入学児童就学時健康診断を実施します

平成31年春の小学校入学に備え、新一年生になる児童を対象に健康診断を行います。保護者には9月中旬にお知らせを送る予定です。

児童の健康状態を把握し、安心して学校生活を送るために必要な健康診断ですので、お知らせに記載された日時に必ず受診してください。

■対象者：平成24年4月2日から25年4月1日生まれの人

■検査項目：内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、言語検査、知能検査

#### ■日程

▽10月23日(火) 午後1時～

内科検診、歯科検診、言語検査

▽11月21日(水) 午後1時～

眼科検診、耳鼻科検診

※その他の検査の詳細については、

は、9月中旬に発送されるお知らせをお待ちください。

#### ■その他

▽9月を過ぎてもお知らせが届かない場合はご連絡ください。

▽検査項目によって、保護者または代理の人の付き添いが必要となります。

▽健康診断に当たって特別に配慮を希望される場合は事前にご連絡ください。

#### ■問い合わせ先

教育委員会 ☎46-5576



### 不妊治療費の助成を行っています

町では、一般不妊治療費および特定不妊治療費助成事業を実施しています。子どもを希望しているもの

子どもにも恵まれない夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を負担します。ただし第三者からの精子・卵子提供や代理母、代理懐胎は対象としません。

特定不妊治療費助成は「岩手県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている人に限ります。

詳しい助成対象、金額、手続き方法などはお問い合わせください。

#### ■問い合わせ先

保健センター ☎46-5571



### 伐採には届け出が必要です

森林は所有している人の財産であるばかりでなく、水源の養成や地球温暖化防止などの役割を果たすなど、地域社会にとって重要な資源でもあります。森林を適切に維持管理するために、伐採届出の提出が法律で定められています。また平成29年4月1日から、伐採後・造林完了後の森林状況について、市町村長に報告することが義務付けられました。

#### ■森林を自分で伐採するとき

森林所有者が、伐採する前(90日～30日前まで)に森林の所在する市町

村長に伐採届出書を提出

■業者に伐採を依頼(販売)するとき  
森林所有者と伐採業者との連名で、伐採する前(90日～30日前まで)に森林の所在する市町村長に伐採届出書を提出

#### ■造林が完了したときは

森林所有者と造林業者との連名で、造林した後(完了後30日以内)に森林の所在する市町村長に森林状況報告書を提出

#### ■問い合わせ先

農林振興課 ☎46-5564

### 野外焼却は禁止されています

野外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律や県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例において、次の例外規定を除き禁止されています。

#### 《例外で認められている焼却》

- ①法令に基づく焼却(伝染病家畜、松くい虫被害伐採木などの焼却)
- ②風俗慣習上の行事のための焼却(火祭り、どんと焼きなど)
- ③農林漁業のためのやむを得ない焼却(草、木の葉、枝、もみ、がら、わらなどの焼却)
- ④学校教育などのための焼却(キャンプファイヤーなど)
- ⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却(落ち葉、一時的に出され

る少量のせんでい枝、空き地の刈り取った草木の焼却)

※①～⑤であっても廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は認められておりません。

しかし、野外焼却禁止の例外規定とされる行為であっても、焼却による煙や臭いで苦情が寄せられる場合があります。その場合には野外焼却行為者へ配慮をお願いしたり、指導を行うこととなりますので、やむを得ず例外規定とされる野外焼却を行う場合には、周辺住民へ迷惑が掛からないようご配慮をお願いします。

#### ■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

### 一般介護予防事業「コッ骨貯筋教室」がスタートします

町では、家庭でもできる運動を実践することで、転倒や骨折を予防し、将来の寝たきりを予防するため、介護予防の知識と実践方法を学ぶ教室を開催します。

#### ■日程

▽10月2日(火)▽11月6日(火)▽12月11日(火)▽平成31年1月8日(火)▽2月5日(火)▽3月12日(火)

#### ■時間

午後1時30分～午後3時

#### ■場所：保健センター

#### ■内容

体力測定、運動機能向上のための筋力バランスアップ運動など

#### ■対象者

おおむね65歳以上の人

#### ■持ち物

上履き、タオル、水分補給のための飲み物

#### ■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

### 固定資産税に係る調査にご協力ください

固定資産税の賦課計算に関する町内の土地や私道を含む道路の状況などについて、町が委託した業者が調査しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、調査業者は、町の腕章と身分

### 住宅・土地統計調査へのごお願い

総務省統計局では、10月1日現在で都道府県・市町村を通じ「住宅・土地統計調査」を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯の人たちを対象とした大規模な調査です。調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を

証明書を携行していますので、提示を求め確認することができます。

#### ■調査期間

9月～12月

#### ■問い合わせ先

税務課 ☎46-5563

中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

調査期間中、統計調査員が調査書類を配布します。調査への回答は、インターネットでの回答または紙の調査票での回答をお願いします。

#### ■問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

### 公共交通を利用しましょう

#### ■公共交通の現状

路線バスや鉄道、タクシーといった公共交通は、通勤や通学のほか、お年寄りの通院や買い物など、地域の大切な「足」として欠くことのできない交通手段です。

町内には現在、鉄道、路線バス、巡回バス、タクシーが公共交通として運行されています。

全国的に公共交通は、自家用車の普及や人口減少などの影響により利用者が減少傾向にあります。特に地方路線バスの利用者は著しく減少しており、赤字路線の廃止や減便などが行われ、お年寄りや学生などの交通手段がなくなってしまう恐れがあります。

#### ■公共交通利用のメリット

公共交通を利用することで、さまざまなメリットが期待できます。

#### ▽環境にやさしい

一度にたくさんの人を運ぶことができ、二酸化炭素排出の抑制につながります。

#### ▽健康の増進

公共交通を利用することで歩く機会が自然と増え、健康の増進につながります。

#### このほかにも、公共交通を利用(乗車)している時間帯の有効活用や交通渋滞の緩和などのメリットも挙げられます。

このほかにも、公共交通を利用(乗車)している時間帯の有効活用や交通渋滞の緩和などのメリットも挙げられます。



地域の「足」として欠かすことができない公共交通

#### ■問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578